

# 『特殊化学設備取扱い作業者』特別教育』 (学科のみ)

当該業務は、労働安全衛生法第59条第3項に定める危険又は有害な業務であり、労働安全衛生規則第36条第27号で、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと定めています。当協会では労働災害防止と、仕事を安全に行うため特別教育を下記のとおり開催致します。

## 【特殊化学設備とは】

化学設備（労働安全衛生法施行令第15条第1項第5号に掲げる化学設備）のうち、発熱反応が行われる反応器等、異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのある設備（反応器・蒸留器等）をいいます。

### 1. 日時・場所

	日 程	開始時間
第1回	2019年 6月12日～13日（水～木）	1日目：9:15～18:35
第2回	2019年12月18日～19日（水～木）	2日目：9:00～15:15
所	若松市民会館 2階 第三集会室	

(受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います)

※ 20名程度集まれば、出張講習で対応させていただきます（ご相談ください）

### 3. 受講料・テキスト代（消費税込）

2019年4月1日～9月30日まで（消費税8%を含む）

(単位：円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	17,280	1,940	19,220
一 般	19,440		21,380

2019年10月1日以降（消費税10%を含む）

(単位：円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	17,600	1,980	19,580
一 般	19,800		21,780

### 4. 教育カリキュラム

日程	講 習 内 容	時 間
1日目	危険物及び化学反応に関する知識	3時間
	特殊化学設備、特殊化学設備の配管及び特殊化学設備の付属設備の構造	3時間
	関係法令	1時間
2日目	特殊化学設備等の取扱いの方法に関する知識	3時間
	特殊化学設備等の整備及び修理の方法に関する知識	3時間
	修了証交付	

### 5. 申込み方法：

- ① 所定の受講申請書を郵送又はFAXにて若松労働基準協会へお申し込みください。  
なお、受講申請書を前もってFAXをして頂きますと、予約として受講枠確保します。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。  
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講料は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処に送付します。

### 6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会  
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階  
TEL：093-751-6563、 FAX：093-863-6567  
受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会  
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

【特殊化学設備の取扱い・整備及び修理の業務】

受講申請書（学科のみ）

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名	生年月日	現住所
	(昭和・平成)	〒
	(昭和・平成)	〒
	(昭和・平成)	〒
	(昭和・平成)	〒
	(昭和・平成)	〒
所属 事業所	所在地	〒 都 道 府 県
	事業所名 (印不要)	業 種 ..... 製造業 ..... 建設業 ..... その他.....
	TEL	FAX
連絡先	担当者所属・氏名	(電話)
		(FAX)
【受講希望日】 月 日からの分	受講料振込予定日	年 月 日
	受講料(合計)	円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他( )協会]		
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない		

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。  
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

※注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません
3. 申込みされた日程を連続で受講されないと、修了証は発行いたしません。

実技教習

学科教習後に安全衛生特別教育規程に基づき次の内容にて実技教育を実施し、教育実施記録に証明印(社印)を押印し保存しておいて下さい。

1. 特殊化学設備等の取扱い 10時間
2. 特殊化学設備等の整備及び修理 5時間

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿